国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2020年度)

作成日 2021/2/26 最終更新日 2021/2/26

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2021年2月26日
国立大学法人名		国立大学法人新潟大学
法人の長の氏名		牛木 辰男
問い合わせ先		秘書室(TEL:025-262-6014、E-mail:hisyo@adm.niigata-u.ac.jp)
URL		https://www.niigata-u.ac.jp/

記載事項	更新の有無	記載欄
		【全体について】
経営協議会による確認		・国立大学のガバナンス・コードが策定され、実施に向けて動き出したことは国立大学の今後 の改革・発展に大きく寄与するものと思います。新潟大学の適合性評価は現状を適正に評価し ており適切であると判断します。
		・部局ごとの財務的予算設定と実績評価、及び業務目標の設定と達成評価は各部局の弛まない改善活動を促進し、将来の大学運営のリーダーを育てる為にも大変重要です。(将来は県毎の総合大学から、より質と規模を追求する為に県を跨ぐ学部の統廃合が出て来ると思われます。)積極的に取り組んでほしいと思います。
		・今般、ガバナンス・コードの適合状況について自ら点検したところ、当大学には中期的な財務計画(運営費交付金及びその他の公的資金、外部資金を含めた収入の見通しを含む)、総合的な人事方針(教員だけではなく、職員についても)等がないこと等が判明し、課題が明確になったことは点検の成果であると言える。これらの計画、方針等は令和3年度から4年度にかけて整備していくこととなるが、経営協議会においても十分な意見交換ができるような機会を作っていただきたい。
		【補充原則1-3③ 国立大学法人は、法人経営を行うに当たり教員・職員の適切な年齢制限の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針を策定すべきである。】
		・ダイバーシティについての本学の状況について、「新潟大学ダイバーシティ推進にかかる宣言」はとてもいい内容だと思います。ただこれを具体的に実現していくためには、時短、テレワークといった雇用条件に加え、学内保育所、育児休業、介護休業、バリアフリーなどの環境を整えることが不可欠になることと、働くにあたって制限がない人材と、何らかの制限のある人材を、公平に客観的に評価できる制度が必要になると感じます。個人の能力、スキル、大学への貢献など透明性のある評価制度を構築することが急務だと思います。
		【基本原則3-1-1 経営協議会における審議の充実】
		経営協議会の委員の選定基準は非常に重要です。経営協議会委員が必要とするスキルを明確にして選任すると共に、再任の可否を評価するべきです。監事候補者選考と同じ様な方式が良いと思います。

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】			
記載事項	更新の有無	記載欄	
監事による確認		「国立大学法人ガバナンス・コード」により、その策定の目的・意義及び各原則の趣旨を理解しました。その上で役職員等から適合状況等について説明を受け、原則を実施している場合はどのようにコンプライしているか、実施していない場合は実施していない理由を十分にエクスプレインしているかを確認しました。その結果、適合状況等については十分に現状を説明していると認められます。	
		実施していない原則としては、総合的な人事方針の策定(補充原則 $1-3$ ③)、中期的な財務計画の策定(補充原則 $1-3$ ④)、法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針(補充原則 $1-4$ ②)、リスク管理体制の適切な運用(補充原則 $2-1-3$ ③)、外部経験を有する人材を求める観点(原則 $2-3-2$)、経営協議会の学外委員の選考方針の策定(補充原則 $3-1-1$ ①)、コストの見える化(補充原則 $4-1$ ③)等が挙げられます。いずれも令和 3 年度中か令和 4 年度中に実行する計画となっており、その実施状況については次回の「国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2021年度)」により公表することになります。このうち、リスク管理体制の適切な運用については、「国立大学法人新潟大学業務方法書」に規定しているように、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、業務フローの整理並びに業務フローの各段階におけるリスク及びその発生原因の分析並びに必要な規程の整備に努めるとともに、リスク管理に係る事務を統括する部署の設置、把握したリスクを低減するための検討、把握したリスクに対する評価の定期的かつ継続的な見直し、及び把握したリスクに関する広報の体制及び広報における留意事項の整理を行う必要があります。	
		なお、今後より高度なガバナンス体制を構築する必要が生じた場合、一旦コンプライしたと評価した事項であっても要求されるレベルに達していない可能性があります。継続的に評価を行い、要求されるレベルに達していない場合にはその理由を十分にエクスプレインする必要があります。	
その他の方法による確認		なし	

【国立大学法人ガバナンス・		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則 の実施状況		当法人は、各原則を(下記に説明する原則を除き)すべて実施している。
		【原則1-2 目標・戦略を策定・実行・検証する体制の構築】 ・第3期中期目標期間におけるビジョン、目標・戦略を踏まえ、第3期中期目標・中期計画・年度計画を策定している。 ・本学の中期目標・中期計画・年度計画は、自己点検・評価実施要領に基づき、部局ごとに毎年度の進捗状況及び達成状況を自己点検・評価し、大学改革・大学評価委員会、経営協議会、教育研究評議会及び役員会にて検証を行い、当該検証結果を踏まえて「国立大学法人新潟大学の将来展開に向けた機能強化基本戦略」の改定や次年度の年度計画の見直しに反映させている。また、目標・戦略等の進捗状況や予算の執行状況を踏まえ学長裁量経費や学長裁量の人事ポイントの活用により資源配分の見直しを実施している。しかし、今後、運営費交付金配分の不確実さが増していることから、「新潟大学将来ビジョン2030」を実現するために、第4期にかけて全学的な重点投資型財源や、施設・設備の老朽化対策等の大型費用の財源等を捻出する必要がある。このため部局との対話を重ねて、令和3年度末までに第3期終わりから第4期にかけての全学的な財務運営システムを構築予定である。さらに、第4期における部局ごとの進捗状況、成果、コスト等の検証に基づく資源の重点配分方策についても、第3期における実施状況を検証し、令和4年度を目途にその方策を確立する。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		【補充原則1-3③ ダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針を策定】 ・本学では、令和2年3月に「新潟大学ダイバーシティ推進に係る宣言」を策定し公表している。本宣言の中で、本学は多様で優秀な人材の教育研究への参画と活躍を進め、次世代の育成を図るため、一層ダイバーシティ(多様性)を推進するために、ジェンダー、年齢、国籍、宗教、障がいの有無などの違いにかかわらず、構成員一人ひとりが互いを尊重しながら協働し、能力や個性を発揮し、知を創造しうる環境を整えることを謳っている。また、学長裁量の人事ポイントの活用により若手教員や女性教員の採用促進に取り組んでいるとともに、令和3年度より文部科学省の補助事業を活用した女性教員の上位職への登用など更なる活躍に向けた取組を鋭意実施しているところである。しかし、その総合的な人事方針が明文化されていないことから、今後、令和3年度中を目途に、このような宣言の内容やこれまでの取り組みを踏まえた教員・職員に関する総合的な人事方針を策定する。
		【補充原則1-3④ 中期的な財務計画(運営費交付金及びその他の公的資金、外部資金を含めた収入の見通しを含めた)の策定】 ・現時点において大学セグメント及び病院セグメント単位で中期的な財務推計を作成しているが、中期的な財務計画の策定には至っていないため、今後、運営費交付金の配分ルールが確定した後に「中期的な財務計画」を策定する。 一方、第4期においては、国における運営費交付金の競争的資金化の割合や、配分ルール等について大幅な変更を加えられることが予測される。このため、従来のような運営費交付金収入に連動させた中期的な財務計画を構築することは困難であり、現在本学の新たな人件費管理及び施設整備の在り方の検討を行っている。このような経営の激変時期においては、国の政策の全体像が明確になるまで、暫定的な2年間程度の財務計画を令和2年度末を目途に策定予定であり、現在、部局との対話を重ねながら策定に取り組んでいる。

【国立大学法人ガバナンス・		
記載事項	更新の有無	記載欄
		【補充原則1-3⑥ 経営及び教学運営に係る権限と責任の体制、総合的な人事方針、中期的な財務計画、教育研究の費用及び成果等の公表】
		・国立大学法人法に則り、経営に関する審議機関としての経営協議会、及び教学運営の実施 に係る審議機関としての教育研究評議会を設置し、「基本規則」において、経営協議会及び 教育研究評議会の権限と責任を明確にし、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする 体制を構築しており、教育研究の費用及び成果等については、統合報告書、財務諸表、事業 報告書及び決算報告書を本学ホームページに公表している。 なお、「総合的な人事方針」は令和3年度中に、また「中期的な財務計画」は運営費交付金 の配分ルールが確定した後に策定し、公表する。
		【補充原則1-4② 長期的な視点に立った法人経営を行う人材の確保と計画的な育成及び公表】
		・本学では、法人経営の一端を担わせることを目的として、特命理事や学長特命補佐、副学 長、学長室メンバーといった学長を補佐するポストに適任者を登用している。 また、国立大学協会が毎年実施しているユニバーシティ・デザイン・ワークショップに、 就任前や就任直後の理事・副学長を積極的かつ計画的に参加させることで、法人経営の感覚 を身につけた経営人材の育成に努めている。 しかし、現時点において「法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針」を策 定していないため令和3年度中に策定し、公表する。
ガバナンス・コードの各原則		【補充原則2-1-3③ ビジョン実現のための執行体制の整備】
アノス・コートの合原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		・毎年度「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部統制システムの整備に関する年度計画を役員会において決定しており、職員の自己点検及び相互牽制等による日常的なモニタリングのほか、監査室による内部監査並びに監事及び会計監査人による監査により評価を行っている。 ・危機管理規則2条1項1号に定める「危機」のうち、「火災」「災害」については、従来から危機管理計画等に基づくリスク管理体制は整備されていると考えている。また、「重篤な感染症の発生」については、今般の新型コロナウイルス感染症対応により機能している。一方、現状でリスク管理体制が十分ではない、ハラスメントや情報セキュリティ、その他の重大な事件又は事故により、本学の財産及び名誉若しくは業務の継続に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事象に対するリスク管理については、令和3年度中に体制を整備する。
		【原則2-1-4 ビジョン実現のための戦略的な資源配分】 ・学内外の情報やニーズを収集・分析し、学長の意思決定に資するエビデンスを創出することを目的として、学長直轄下の経営戦略本部の下に「IR推進室」を設置しており、IR推進室を通じて示されるエビデンスをもとに、次のような戦略的資源配分を行っている。・予算においては、学長裁量経費を確保し、「国立大学法人新潟大学の将来展開に向けた機能強化基本戦略」に基づき、重点を置く3つの戦略に対して重点配分を行っている。・人事においては、新たな教員人事管理方式として、従来型の定員管理方式ではなく、人件費に応じたポイントの範囲内で自由かつ戦略的に人事を行う管理方式である「ポイント制」を平成30年度から導入している。また、この制度においては、全学の機能強化や人材の多様化を目的に若手・女性・外国人教員の雇用・登用実績に係る分等へ配分する「学長裁量ポイント」の枠組みを構築している。

【国立大学法人ガバナンス・	法人ガバナンス・コードの実施状況】			
記載事項	更新の有無	記載欄		
		これらの資源配分については、毎年度その成果を検証し、次年度の予算に反映させるほか、事業報告書等において公表しているところである。 しかしながら、今後、運営費交付金配分の不確実さが増している経営環境において、「新潟大学将来ビジョン2030」を実現するために、第4期にかけて全学的な重点投資型財源や、施設・設備の老朽化対策等の大型費用の財源等を捻出する必要がある。このため部局との対話を重ねて、令和3年度末までに第3期終わりから第4期にかけての全学的な財務運営システムを構築する。第4期における資源の重点配分方策及び成果の検証方法などについても、第3期の評価を踏まえ、令和4年度を目途にその方策を確立する。		
		【原則2-3-2 多様な人材の登用・確保】		
		・6名の常勤理事のうち、2名は他大学で経営の経験を有する理事であり、また1名の女性 理事を置いている。さらに、外資系民間企業の現職の女性役員1名を非常勤理事とし、民間 企業の観点を取り入れることで、一層の経営力強化を図っている。 これらの理事の経歴については、本学ホームページで公表しているが、人材を求めた観点 は現在公表していない。 多様な人材登用のスタンスを明確に示すために、令和3年度中に、どのような観点から外部 の経験を有する人材を求めるかを明らかにし、公表する。		
		【補充原則3-1-1① 経営協議会における審議の充実及び公表】		
ガバナンス・コードの各原則 を実施しない理由又は今後 の実施予定		・経営協議会の学外委員の選任に当たっては、国立大学法人新潟大学基本規則第15条第2項(3)の規程に基づき、様々な分野(マスメディア、行政機関、他大学及び企業経営者)など幅広い分野から選考しているが、具体的な選考方針は明文化していない。また、議題の設定などの運営方法の工夫として、外部資金の獲得について、産学連携と地域貢献などをテーマとした意見交換を行い、実際の運営に反映させているが、運営方法の工夫などは公表していない。・上記2点の公表は重要であるので、令和3年度中に、学外委員の選考方針及び運営の工夫について策定し、公表する。		
		【原則3-3-4 経営力を発揮できる体制の検討】		
		・基準日現在で大学総括理事を置くこととはしていないが、国立大学法人法の改正を踏まえ、学長選考会議の任務として、大学総括理事を置くことに関する事項を審議する旨、学長選考会議規則で規定した。今後、国立大学法人として最も経営力を発揮できる体制について検討し、本学に大学総括理事を置くかどうかについて令和3年度中に議論を開始し、その検討結果に至った理由を公表する。		
		【補充原則4-1③ 法令に基づく情報公開の徹底、及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表】		
		・毎年度、財務諸表、事業報告書、決算報告書により、本学の財政状況を公表している。 また、学部・研究科等のセグメント情報(費用・収益)、財務状況の推移などの財務情報 と教育・研究活動とその成果などの非財務情報を盛り込んだ「新潟大学統合報告書」を公表 している。 しかし、学外に対するコストの見える化を意識した財務情報が不十分なため、令和3年度の 公表に向けて進める。		

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋		・研究水準、教育成果、産学連携等の客観的データに基づき、本学の強み・特色・社会的役割(ミッション)を整理し、第3期中期目標期間におけるビジョン、目標・戦略として、「学長メッセージ」、「国立大学法人新潟大学中期経営基本戦略」及び「国立大学法人新潟大学の将来展開に向けた機能強化基本戦略」を策定し、本学ホームページ及び大学案内等で広く社会に向けて公表している。また、今後10年先を見据えたビジョン・目標・戦略として「新潟大学将来ビジョン2030」を各学部等の中堅教員をはじめ、教育研究評議会及び経営協議会、職員、本学学生、地域の企業や高等学校等からも意見を聴取し、学内外からの多様な視点を踏まえながら、令和3年2月に策定した。なお、策定した「新潟大学将来ビジョン2030」は、本学ホームページで公表するとともに今後様々な機会を通じて広く社会に公表する。 ・「教育・研究のミッション」 https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/operation/mission/ ・「学長メッセージ」 https://www.niigata-u.ac.jp/university/presidentmessage/ ・「国立大学法人新潟大学中期経営基本戦略」及び「国立大学法人新潟大学の将来展開に向けた機能強化基本戦略」
		https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/operation/ebstrategy/ ・「第3期中期目標、中期計画、年度計画」 https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/operation/plan/
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検 証結果及びそれを基に改善 に反映させた結果等		・本学の中期目標・中期計画・年度計画は、「自己点検・評価実施要領」に基づき、毎年度の進捗状況及び達成状況を自己点検・評価し、大学改革・大学評価委員会、経営協議会、教育研究評議会及び役員会にて検証を行った結果を踏まえて「国立大学法人新潟大学の将来展開に向けた機能強化基本戦略」の改定や次年度の年度計画の策定等に反映させており、その結果を本学ホームページで公表している。
		 ・「自己点検・評価」 https://www.niigata-u.ac.jp/information/2019/57543/ ・「国立大学法人新潟大学中期経営基本戦略」及び「国立大学法人新潟大学の将来展開に向けた機能強化基本戦略」 https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/operation/ebstrategy/ ・「第3期中期目標、中期計画、年度計画」 https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/operation/plan/
補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係 る各組織等の権限と責任の 体制		・国立大学法人法に則り、経営に関する審議機関としての経営協議会、及び教学運営の実施 に係る審議機関としての教育研究評議会を設置し、「基本規則」において、経営協議会及び 教育研究評議会の権限と責任を明確にし、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする 体制を構築しており、本学ホームページに公表している。 ・「運営体制図」 https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/organization/management/

	1 42 . 2 1	- I' - A E III - 1	ナジノハモ上南】
【国立大学法	人カハナンス	・コートの各原則にあ	もづく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		・本学では、令和2年3月に「新潟大学におけるダイバーシティ推進宣言」を策定し公表している。本宣言の中で、本学は多様で優秀な人材の教育研究への参画と活躍を進め、次世代の育成を図るため、一層ダイバーシティ(多様性)を推進するために、ジェンダー、年齢、国籍、宗教、障がいの有無などの違いにかかわらず、構成員一人ひとりが互いを尊重しながら協働し、能力や個性を発揮し、知を創造しうる環境を整えることを謳っている。また、学長裁量の人事ポイントの活用により若手教員や女性教員の採用促進に取り組んでいるとともに、令和3年度より文部科学省の補助事業を活用した女性教員の上位職への登用など更なる活躍に向けた取組を鋭意実施しているところである。今後、令和3年度中を目途に、このような宣言の内容やこれまでの取り組みを踏まえた教員・職員に関する総合的な人事方針を策定する。 ・「新潟大学におけるダイバーシティ推進宣言」 https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/operation/nu_diversity/
補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		・現時点において中期的な財務計画を公表していないので、今後運営費交付金の配分ルールが確定した後、中期的な財務計画を立て公表する。なお、第4期においては、国における運営費交付金の競争的資金化の割合や、配分ルール等について大幅な変更を加えられることが予測される。このため、従来のような運営費交付金収入に連動させた中期的な財務計画を構築することは困難であり、現在本学の新たな人件費管理及び施設整備の在り方の検討を行っている。このような経営の激変時期においては、国の政策の全体像が明確になるまで、暫定的な2年間程度の財務計画を令和2年度末を目途に策定予定であり、現在、部局との対話を重ねながら策定に取り組んでいる。
補充原則1-3⑥(4)及び補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の 使用状況等)		 ・本学では、教育研究の費用及び成果等については、統合報告書、財務諸表、事業報告書及び決算報告書において公表している。 ・「新潟大学統合報告書」 https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/11/ir2020.pdf
補充原則1-4② 法人経営を担いうる人材を 計画的に育成するための方 針		・本学では、法人経営を担いうる人材を育成するため、特命理事や学長特命補佐、副学長、学長室メンバーといった学長を補佐するポストに適任者を登用させ、就任前や就任直後の理事・副学長を同協会が毎年実施しているユニバーシティ・デザイン・ワークショップへ、積極的かつ計画的に参加させることで、法人経営の感覚を身につけた経営人材の育成に努めている。 ・現時点において「法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針」を策定していないため、令和3年度中に策定し公表する。
原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長 を補佐するための人材の責 任・権限等		 ・本学では、各理事、副学長に対して、担当する業務、担当する組織及び担当する全学委員会を割り当て、その責任・権限等を明確にしている。 ・「理事の担当業務」 https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/06/r_tanto.pdf ・「副学長の担当業務」 https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/06/rf_tanto.pdf

		国立大学法人新潟大学
【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則2-2-1 役員会の議事録		・本学の議事録は「国立大学法人役員会の議事及び運営に関する要項」第8に基づき、議事概要を本学ホームページに公表している。・「役員会議事概要」
		https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/announce/proceedings/
原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況		・6名の常勤理事のうち、2名は他大学で経営の経験を有する理事であり、また1名の女性 理事を置いている。さらに、外資系民間企業の現職の女性役員1名を非常勤理事とし、民間 企業の観点を取り入れることで、一層の経営力強化を図っている。 これらの理事の経歴については、本学ホームページで公表しているが、人材を求めた観点 は現在公表していない。 多様な人材登用のスタンスを明確に示すために、令和3年度中に、どのような観点から外 部の経験を有する人材を求めるかを明らかにし、公表する。
補充原則 3 - 1 - 1① 経営協議会の外部委員に係 る選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫		・経営協議会の学外委員の選任に当たっては、国立大学法人新潟大学基本規則第15条第2項(3)の規程に基づき、様々な分野(マスメディア、行政機関、他大学及び企業経営者)など幅広い分野から選考している。しかし、具体的な選考方針は明文化していない。また、議題の設定などの運営方法の工夫として、外部資金の獲得について、産学連携と地域貢献などをテーマとした意見交換を行い、実際の運営に反映させているが、運営方法の工夫などは公表していない。 ・上記2点の公表は重要であるので、令和3年度中に、学外委員の選考方針及び運営の工夫について策定し、公表する。
補充原則3-3-1① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由		・本学学長に必要とされる資質・能力に関する基準、選考結果、選考過程及び選考理由について、学内に掲示するとともに本学ホームページに掲載し、学内外に広く公表している。 ・「国立大学法人新潟大学学長選考基準細目」 https://education.joureikun.jp/niigata_univ/act/frame/frame110000019.htm 17 学長候補者の選定の報告 学長選考会議は、基準9の定めに基づき学長候補者を選定したときは、別記様式第19号により書面で学長に報告し、別記様式第20号により学内に掲示するとともに新潟大学ホームページに掲載する。
補充原則 3 - 3 - 1② 法人の長の再任の可否及び 再任を可能とする場合の上 限設定の有無		・平成29年実施の学長選考後、学長選考会議において、次期学長選考に向けて学長の任期を変更するか否かについて審議が行われ、投票の結果、現行どおりの任期とすることが決定されている。 また、国立大学法人新潟大学学長選考基準10(再任の特例)に基づき再任することとなる場合、学長選考候補者の推薦手続き及び学内意向投票は行わないことに改めている(平成31年)。 ・「国立大学法人新潟大学学長の任期に関する規程」 https://education.joureikun.jp/niigata_univ/act/frame/frame110000017.htm (任期) 第2条 学長の任期は、4年とする。 2 学長は、再任されることができる。ただし、前項に規定する学長の任期に引き続く再任は1回に限るものとし、この場合の任期は2年とする。

記載事項	更新の有無	記載欄
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出る ための手続き		・国立大学法人新潟大学学長の解任手続に関する規則第3条において、学長選考会議は、学長が次のいずれかに該当する場合は、審査の上、その議決に基づき、文部科学大臣に学長の解任を申し出ることができる旨規定している。 (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。 (2) 職務上の義務違反があるとき。 (3) 職務の執行が適当でないため本法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認めるとき。 (4) その他学長たるに適しないと認めるとき。 ・「国立大学法人新潟大学学長の解任手続に関する規則」及び「国立大学法人新潟大学学長の解任手続に関する規則」及び「国立大学法人新潟大学学長の解任手続に関する規則」及び「国立大学法人新潟大学学長の解任手続に関する規則」を制定し、本学ウェブサイト「新潟大学規程集」において公表している。
		https://education.joureikun.jp/niigata_univ/act/frame/frame110000020.htm
補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に 係る任期途中の評価結果		・国立大学法人新潟大学学長選考会議規則第2条第3項に基づき、学長選考会議は、学長の在任期間が3年を経過したとき、学長在任期間3年間の業績を評価することとしている。しかし、令和2年2月の現学長就任以降、任期途中における中間評価を行なっていないため、基準日現在で公表実績はない。なお、評価結果については、本人、教育研究評議会及び経営協議会に送付している。 ・「学長選考会議規則」https://education.joureikun.jp/niigata_univ/act/frame/frame110000016.htm
原則3-3-4 大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由		・基準日現在で大学総括理事を置くこととはしていないが、国立大学法人法の改正を踏まえ、学長選考会議の任務として、大学総括理事を置くことに関する事項を審議する旨、学長選考会議規則で規定した。今後、国立大学法人として最も経営力を発揮できる体制について検討し、本学に大学総括理事を置くかどうかについて令和3年度中に議論を開始し、その検討結果に至った理由を公表する。 ・「学長選考会議規則」 https://education.joureikun.jp/niigata_univ/act/frame/frame110000016.htm
基本原則4及び原則4-2 内部統制の仕組み、運用体 制及び見直しの状況		・本学では「国立大学法人新潟大学業務方法書」(第2章)において、役員(監事を除く。)の職務の執行体制の整備に関する事項を定め実行している。なお、「内部統制システムの整備に関する基本方針」により、内部統制に関する責任者、内部統制推進部門、内部統制システムの整備に関する年度計画の策定、内部統制上の重大な問題を認識したときの報告・措置、モニタリングに関する方針を定め実行している。また、コンプライアンス推進のため、以下の指針、規則等を定め実行している。・新潟大学行動規範(平成21年制定)・新潟大学の科学者行動規範・科学者の行動指針(平成18年制定、平成27年10月改正)・反社会的勢力に対する基本方針(令和元年制定)・コンプライアンス規則(平成26年制定、平成27年~令和2年までに5回改正)・研究活動の不正行為に関する取扱規程(平成19年制定、平成24年~令和2年までに7回改正)・研究費等の管理・運営に関する基本方針(平成19年制定、平成27年改正)・研究費等の管理・運営に関する基本方針(平成19年制定、平成27年改正)・研究費等の不正使用に関する取扱規程(平成19年制定、平成24年~令和2年までに9回改正)

記載事項	更新の有無	記載欄
基本原則4及び原則4-2 内部統制の仕組み、運用体 制及び見直しの状況		・公益通報者保護規程(平成19年制定、平成24年~26年までに3回改正) ・職員倫理規程(平成16年4月制定、平成20年~令和2年までに4回改正) ・ハラスメントの防止等に関する規程(平成28年制定、平成30年~令和2年までに6回改正) ・職員の懲戒等に関する規程(平成16年制定、平成17年~31年までに19回改正) さらに、内部監査に関する以下の規程を定め実行している。 ・国立大学法人新潟大学内部監査規程(平成16年制定、平成17年~令和2年までに7回改正) ・国立大学法人新潟大学競争的資金内部監査要項(平成16年制定、平成17年~平成31年までに9回改正) ・「国立大学法人新潟大学業務方法書」 https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2016/03/gyomuhouhousyo.pdf ・「内部統制システムの整備に関する基本方針」 https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2019/05/naibuhoushin.pdf ・「コンプライアンス(法令の遵守)」 https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/compliance/
原則4-1 法人経営、教育・研究・社 会貢献活動に係る様々な情 報をわかりやすく公表する 工夫		・学校教育法施行規則に基づき公表するものとされている教育研究活動等の状況についての情報は、「新潟大学における教育関連情報の公表に関する要項」に基づき、本学ホームページに公表している。なお、これ以外の法人の経営、教育、研究、社会貢献活動等の様々な情報については、公表する情報に応じて、本学ホームページ及び様々な刊行物により情報発信している。また、様々な刊行物のうち「新潟大学統合報告書」は、本学の財務状況と教育研究活動等の非財務情報を組み合わせて新潟大学の活動状況について情報発信している。さらに、年4回発行する「六花」は、本学の特色ある研究、教育プログラム、医療活動、地域との連携、学生の活躍などを紹介している冊子であり、本学卒業生、寄付者、企業、自治体等に送付している。加えて、本学の優れた教育・研究成果、イベント情報などを報道機関及びSNSに随時投稿している。 ・「新潟大学統合報告書」 https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/11/ir2020.pdf ・「六花」 https://www.niigata-u.ac.jp/university/pr/publications/rikka/
補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・ 方法による公表の実施状況		・本学の様々な情報については、主に本学ホームページにおいて情報発信しているが、より詳細な情報を発信するため、様々な冊子体を発行し配付している。また、TwitterなどのSNSを利用して本学の教育研究の成果、イベント情報やタイムリーな話題を情報発信している。主な冊子体は以下のとおり。 ・「新潟大学統合報告書」は、本学の財務情報と教育研究活動等の非財務情報を組み合わせて本学の活動状況を公表している。 ・「六花」は、本学の特色ある研究、教育プログラム、医療活動、地域との連携、学生の活躍などを公表している。 ・「新潟大学案内」及び各学部等の案内(冊子体)は、本学を志望する受験生を対象に、本学の教育プログラムの特徴や身につけることができる能力、学生生活の様子などを情報発信している。

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果 を示す情報		・学生が身に付けることができる能力とその根拠として、新潟大学及び各学部・研究科がなめる3つのポリシー(ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー)を、「新潟大学案内」(冊子体)、各学部・研究科の案内(冊子体)及び本学ホースページに公表している。 ・学生の満足度については、毎年度毎学期、満足度に関する設問を含んだ授業評価アンケートを実施し、本学ホームページに公表している。 ・学生の進路状況等については、「新潟大学案内」、各学部・研究科の案内及び本学ホースページに公表している。 ・「新潟大学及び各学部の"三つのポリシー"」 https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/policies/f-policies/ ・「授業評価アンケート」 https://www.iess.niigata-u.ac.jp/epc/eso/education.html ・「進路・就職状況」 https://www.career-center.niigata-u.ac.jp/situation2.html
法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項		 ・「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報」 https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/announce/ ・「医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報」 https://www.nuh.niigata-u.ac.jp/about/ ・「医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報」

https://www.nuh.niigata-u.ac.jp/about/iryouanzenkansaiinkai.php